

**Q 1** 作成した責任者選任届出書などの提出先を教えてください。

**A** 事業所を管轄する受持警察署窓口(組織犯罪対策担当係)へ持参の上、提出してください。

事案対応などで、警察署の事務担当者が不在の場合がありますので事前に連絡を入れていただければと思います。

届出に関する問い合わせは、受持警察署窓口へお願いします。

**Q 2** オンラインでの申請(電子申請)は可能ですか

**A** 一部の申請手続のみ可能です。

ただし、令和7年12月15日(月)より、申請手続オンラインシステムが変更します。従来のオンライン申請手続である、警察庁のポータルサイト「警察行政手続サイト」から、デジタル庁のポータルサイト「e-Gov」(電子申請サービス)、にシステムが移行されますのでご注意ください。

申請される日付によって、アクセス先に相違があります。

システムが移行される日程、URLについては以下のとおりですのでお間違いないよう、お願いします。

- 令和7年12月15日(月) 午後2時以前の申請  
「警察行政手続サイト」: <https://proc.npa.go.jp>
- ◇ 令和7年12月15日(月) 午後2時以降の申請  
「e-Gov」: <https://www.e-gov.go.jp>

オンラインで申請が可能な手続については、以下をご確認ください。



オンラインで申請が可能な手続については、不当要求防止責任者選任の届出(別記様式第9号「責任者選任届出書」)申請で、以下の①、②の何れかに該当される場合のみ、オンラインでの手続が可能です。

- ① 責任者として事業所を管轄する受持警察署へ既に届出を完了している事業所で、人事異動などで責任者のみの変更がある事業所。
- ② 事業所に責任者が存在せず、今回、初めて責任者をおく事業所

**※ オンラインで申請手続ができない例**

現状で、事業所を管轄する受持警察署へ責任者としての届出が完了されている事業所のうち、以下のアからウに該当される事業所については別記様式第4号「責任者選任届出書記載事項変更届」、別記様式第5号「責

任者廃止届出書」の作成が必要であるため、オンラインでの申請手続きできません。

申請書類を作成し、事業所を管轄する受持警察署の窓口(組織犯罪対策担当係)へ持参の上、提出してください。

ア 責任者に変更がなく、事業所の所在地、事業所名、連絡先などの、責任者以外の届出内容に変更がある。

イ 人事異動などで責任者に変更があり、かつ、事業所の所在地、事業所名、連絡先など、既存の届出内容に変更がある。

ウ 会社、支店などの廃止、事業所の責任者を廃止する。

Q 3	オンラインでの申請(電子申請)の方法を教えてください
-----	----------------------------

#### A デジタル庁のポータルサイト「e-G o v」(電子申請)から申請してください

☆ 「e-G o v」から初めて電子申請をされる方は、以下の手順が必要です。

○ パソコンを準備

インターネットに接続されており、「e-G o v」から送信されるメールの受信が可能で、O S ・ W e bブラウザの利用環境が整っているパソコンが必要です。

○ 「e-G o vアカウント」を取得(登録)する

**アカウントの取得(登録)は必須**であるため、「e-G o v」にアクセスの上、**手続を行ってください。**

手続として、仮登録と本登録が必要です。

※ 「アカウント」とは、W e bサービスを利用する際に必要な権限です。

「e-G o vアカウント」を取得(登録)することで、「e-G o v」を利用した電子申請サービスを利用することが可能となります。

① 仮登録

パソコンの検索欄に、

「e-G o v」と入力 →「電子申請」 →「アカウント登録」

「e-G o v」から送信される、メール受信が可能なメールアドレスの登録が必要です。

仮登録の際に入力されたメールアドレス宛に、本登録の手続に必要な「案内メール」が届きます。

※ 使用しているメールサービスの迷惑メールフィルターなど、セキュリティの高い設定にされている場合、迷惑メールフォルダに保存されること、また、申請者側パソコンのメールボックスの容量が不足している場合、新たなメールが受信できないなどの事象が生じますので、メールが受信できるよう、受信環境の整備をお願いします。

② 本登録

仮登録時に入力したメールアドレス宛に届いた「案内メール」に記載された「アカウント本登録用のURL」にアクセスし、「e-Gov」で電子申請される際に必要な「パスワード設定」していただくことで、アカウントの本登録が完了します。

※ パスワードは最低8文字以上で、半角英字の大文字小文字に加え、数字・記号(+ - / @ = # \$ % など)から1種類以上を含めて作成してください。

Q4	「e-Gov」に関する問い合わせ窓口はありますか。
----	---------------------------

A 「e-Gov」に関するお問い合わせは、以下の「利用者サポートデスク」にお電話いただくか、インターネットでの問い合わせも受付可能ですので何れかの方法でお問い合わせください。

「利用者サポートデスク」問い合わせ受付

① 電話での問い合わせ

電話 050-3786-2225

※ 通話料金がかかります。

電話しても繋がらない、またはすぐに切断される場合は、システム障害が発生している可能性があるためその場合は、Webフォームまたはメール(インターネット)からお問い合わせください。

○ 繁忙期 4月、6月、7月

月曜日から金曜日：9時～19時

土日・祝祭日：9時～17時

○ 通常期 5月、8月～翌年3月

月曜日から金曜日：9時～17時

土日・祝祭日(年末年始12/30から1/3を含む)休止

② Webフォームまたはメール(インターネット)での問い合わせ

毎日(土日祝祭日を含む) 24時間受付

※ 回答は、翌日以降となります。